

○クリーンよこすか市民の会委員表彰事務取扱要綱

昭和 63 年 4 月 1 日

(総則)

第1条

クリーンよこすか市民の会委員を 4 年以上務めて辞めた者に対する表彰の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条

この要綱において「クリーンよこすか市民の会委員」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) クリーンよこすか市民の会の幹事である地区市民の会会長、
関係団体の代表者及び推進部会・広報部会の代表者
- (2) クリーンよこすか市民の会の委員で、かつ、同委員在職中町内会、
自治会等の住民自治団体の長であるもの

(表彰の方法)

第3条

表彰は、感謝状及び記念品を授与して行う。

2 前項に規定する表彰は、クリーンよこすか市民の会と連名で行うことができる。

(表彰の時期)

第4条

表彰は、クリーンよこすか市民の会主催の表彰式において行う。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。